

公認会計士大瀧秀樹に対する検査結果に基づく勧告について

令和 7 年 4 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、公認会計士大瀧秀樹（登録番号：第 10076 号 事務所所在地：東京都北区）（以下「当公認会計士」という。）を検査した結果、下記のとおり、当公認会計士の業務の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当公認会計士に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当公認会計士を検査した結果、以下のとおり、当公認会計士の業務の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

大瀧公認会計士事務所（代表者：当公認会計士）（以下「当事務所」という。）は、職業的懐疑心を保持しつつ、被監査会社に対する適切な指導的機能を発揮することが、監査人としての心構えとして要求されているとの理念の下で監査業務を実施しており、また、当該理念について、監査実施者に対し継続的に伝達しているとしている。

しかしながら、当公認会計士は、自身のこれまでの監査実務経験に照らして、自らが監査責任者として関与する監査業務において適切な水準の品質が確保されていると思い込んでおり、監査に関する品質管理の基準を含む監査の基準の理解や、現行の監査の基準が求める水準の理解に努める姿勢が欠如している。このため、当公認会計士は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいて、個別監査業務について認められた不備の根本的な原因として、「最近の監査の基準や当該基準が要求する監査手続の水準に対する理解の不足」や、「監査品質の向上に向けた取組姿勢の不足」等を継続的に指摘されながら、これらの根本的な原因に十分に対応した施策を立案・実施しておらず、事務所の業務管理態勢及び品質管理態勢を適切に整備・運用するために必要かつ効果的な措置を講じていない。

また、当公認会計士は、共同で監査を実施する他の事務所の監査責任者が実施・関与した監査手続には監査品質上の問題はないとの思い込みから、監査責任者の立場にあるにもかかわらず、他の事務所の監査責任者による監査手続の十分性及び適切性を批判的に検討する意識が不足している。このため、当公認会計士は、他の事務所の監査責任者や監査補助者において、監査の基準の理解や、現行の監査の基準が求める品質管理及び監査手続の水準に対する理解が著しく不足している状況を認識できておらず、また、上記の監査の基準等の理解不足に起因して、共同で実施する監査業務に広範かつ多数の不備が生じている状況を認識できていない。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、品質管理態勢において、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査契約の新規の締結、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲並びに監査業務に係る審査に関し、重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められる。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、監査責任者及び監査補助者に監査の基準に対する理解が著しく不足している状況、被監査会社の主張に対する慎重な検討が不足している状況等が確認され、それらに

起因する複数の重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

当事務所及び柴田公認会計士事務所（代表者：公認会計士柴田洋）（以下「両事務所」という。）は、協会による令和4年度品質管理レビュー（以下「令和4年度レビュー」という。）において、個別監査業務に関し、多数の不備を指摘されている。

両事務所は、上記の不備に係る改善対応として、①専門要員に対する、令和4年度レビューでの指摘事項（以下「レビュー指摘事項」という。）及びレビュー指摘事項を踏まえて作成したチェックリスト（以下「指摘事項チェックリスト」という。）の内容に関する研修、②監査チームによる、指摘事項チェックリストに基づく意見表明前の検討、③審査担当者及び定期的な検証の担当者による、②の検討の結果に係る検証等を実施している。

しかしながら、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において、レビュー指摘事項と同様の不備が多数発生しており、レビュー指摘事項に対する実効的な改善策が図られていない。

(監査契約の新規の締結)

両事務所は、監査業務を新規に受嘱する際、前任監査人に監査基準報告書 900「監査人の交代」第9項に基づく質問を実施しないまま、監査契約の新規の締結を行っている。

また、審査担当者は、当該監査契約の新規の締結に伴うリスク評価の妥当性について審査する際、監査チームによる前任監査人に対する質問及び当該質問結果を踏まえたリスク評価が未実施となっていることを指摘していない。

(監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲)

監査責任者は、重要な虚偽表示リスクに関する監査手続の実施に際し、監査補助者に対する適切な指示・監督を行っていないほか、関連する監査調書の深度ある査閲を行っていない。

このため、監査責任者は、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む広範かつ多数の不備について、監査補助者への指示・監督又は監査調書の査閲により発見・是正できていない。

(監査業務に係る審査)

審査担当者は、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務に係る審査において、監査責任者等との討議や関連する監査調書に基づく深度ある検証を行うことなく、監査チームによる重要な判断及び結論を是認し、審査を完了させている。

このため、審査担当者は、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む広範かつ多数の不備を、審査において指摘できていない。

このほか、法令等遵守態勢、監査調書の整理及び品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、両事務所の品質管理態勢については、検証した範囲において、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査契約の新規の締結、監査補助者への指示・監督及び監査調書の査閲並びに監査業務に係る審査に関して重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

監査責任者及び監査補助者は、監査の基準の理解や、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が著しく不足している。特に、重要な虚偽表示リスクの評価（収益認識に係る不正リスクの評価を含む。）及び評価したリスクに対応する手続の実施に関し、監査の基準の理解や、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が著しく不足している。

また、監査責任者及び監査補助者は、重要な虚偽表示リスクが相対的に高い重要な会計上の見積り、継続企業の前提の評価、関連当事者との取引等に関する監査において、経営者の説明（経営者の説明における矛盾点を含む。）や被監査会社で作成した資料を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、監査責任者及び監査補助者は、被監査会社による会計処理や開示書類の記載内容には問題がないとの思い込みや、外貨建取引、金融商品、固定資産の減損等に係る会計基準に対する理解不足から、被監査会社による会計処理や開示書類の記載内容を慎重に検討する意識が不足している。

くわえて、監査責任者は、監査補助者が適切に監査手続を実施しているとの思い込みから、監査補助者に対する十分かつ適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施しておらず、また、共同で監査を実施する他の事務所の監査責任者に対する過度の信頼から、当該他の事務所の監査責任者が作成した監査調書について深度ある査閲を実施していない。

これらのことから、関係会社株式の譲渡及び期末評価の検討が著しく不適切かつ不十分、また、監査業務の引継、収益認識に関する不正リスクの検討、会計上の見積りの監査（貸付金及び未収入金の評価並びに固定資産の減損）、全社統制の不備の検討、在外子会社所有の土地の換算に係る検討、関連当事者との取引の注記に係る検討及び継続企業の前提の評価が著しく不適切又は不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、連結範囲の検討、重要性の基準値の検討、後発事象の検討、開示の検討、退職給付引当金や給与手当等に関する実証手続、内部監査人の作業の利用に係る検討、内部統制の運用評価手続、関連当事者との取引の注記に係る検討、利益相反取引の承認の検討、監査役等とのコミュニケーション、監査調書の整理及び虚偽表示の評価が不適切又は不十分といった、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、両事務所の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査課

（代表） 03-3506-6000（内線 2485）